



ななかまど 読書プラン

第3次旭川市子ども読書活動推進計画

平成27年3月
旭川市教育委員会

第3次旭川市子ども読書活動推進計画

目 次	ページ
第1章 子ども読書活動推進のための基本的な考え方	2
1 子どもの読書活動の意義役割	3
2 子ども読書活動推進事業の取組経過	3
3 計画の基本理念	4
4 計画の基本的方針	5
5 計画推進のための関係機関・関連団体との連携、協力	5
6 計画の効果的な推進のために	6
7 計画の期間	7
8 本計画の位置付け～旭川市子ども読書活動推進計画構想図	8
第2章 第2次子ども読書活動推進計画の成果と課題	10
1 図書館における読書活動の取組	12
(1) 第2次計画の成果	12
(2) 課題	19
2 家庭・地域における読書活動の取組	23
(1) 第2次計画の成果	23
(2) 課題	26
3 幼稚園・保育所等における読書活動の取組	28
(1) 第2次計画の成果	28
(2) 課題	31
4 学校における読書活動の取組	34
(1) 第2次計画の成果	34
(2) 課題	36
第3章 第3次子ども読書活動推進計画の取組	40
1 図書館における読書活動の取組	41
ア 読書活動の環境整備・充実	
イ 読書に親しむための機会の提供	
ウ 人材の育成と関係職員の資質の向上	
エ 啓発活動と推進体制の整備	
2 家庭・地域における読書活動の取組	45
ア 読書活動の環境整備・充実	
イ 読書に親しむための機会の提供	
ウ 人材の育成と関係職員の資質の向上	
エ 啓発活動と推進体制の整備	
3 幼稚園・保育所等における読書活動の取組	47
ア 読書活動の環境整備・充実	
イ 読書に親しむための機会の提供	
ウ 人材の育成と関係職員の資質の向上	
エ 啓発活動と推進体制の整備	
4 学校における読書活動の取組	49
ア 読書活動の環境整備・充実	
イ 読書に親しむための機会の提供	
ウ 人材の育成と関係職員の資質の向上	
エ 啓発活動と推進体制の整備	
子ども読書活動推進計画の取組一覧	51

第1章 子ども読書活動推進のための基本的な考え方



第1章 子ども読書活動推進のための基本的な考え方

1 子どもの読書活動の意義と役割

子どもの読書活動は、「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」¹⁾であり、子どもたち一人ひとりの成長過程においてとても大切な営みです。

なぜなら、本との出会いが、子どもたちの心の発達を支え、生きる希望を指し示し、明日を生きるための力を生む源泉として、その健やかな成長を後押ししてくれるからです。

ですから、私たち大人は、子どもたちが大きな夢・希望を持って、子ども時代を楽しく豊かに過ごすことができるよう、本との出会いをたくさん子どもたちに届けたいと願っています。

2 子ども読書活動推進事業の取組経過

平成13年12月の「子どもの読書活動の推進に関する法律」施行後、国と地方公共団体は子どもの読書活動の推進に関するそれぞれの施策を、総合的に策定・実施してきました。

旭川市でも、国・道の総合的な施策を受け、「すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動ができるように、またすべての子どもが本との幸福な出会いを体験し、健やかに成長し、人生をより豊かなものにする環境や条件を整えること」を目的に、平成17年9月に「旭川市子ども読書活動推進計画」（以下「第1次計画」）を策定し様々な事業に取り組んできました。

平成22年3月には、「第1次計画」の目標を継続し、「第2次旭川市子ども読書活動推進計画 ななかまど読書プラン」（以下「第2次計画」）をまとめ、読書に親しむ手助けができる「人材の育成と関係職員の資質の向上」を基本の方針に加え、数値目標も設定して、子どもの読書活動の更なる推進に取り組んできました。

1) 子どもの読書活動の推進に関する法律 第2条（基本理念）

子どもの読書活動の推進に関する法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方自治体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的として平成13年に施行。

3 計画の基本理念

すべての子どもが、いつでもどこでも自分から読書に親しむことができる環境をつくります。

読書活動をとおして、子どもは自ら考え自ら行動し、主体的に行動するために必要な知識や間接的体験をたくさん手に入れることができるようになります。

急激に変化し複雑化する現代社会に生きる子どもたちにとって、一人ひとりが読書活動を通して、生涯にわたり常に学び続けるという習慣を身に付けることが大変重要になってきています。

子どもたちを取り巻く環境には、日々進化する様々な情報メディアがごく身近にたくさん存在し、多種多様で刺激的な情報があふれ、いとも簡単に瞬時に入手できるようになっています。「情報化」によって利便性が向上した反面、情報メディアへの依存や利用過多が、非常に心配な状況ともなっており、文字・活字離れの更なる進行も危惧されます。

生活スタイルや価値観も多様化し、子どもと大人の関わり方も大きく変化し、健やかな成長に少なからず影響を及ぼしてきているなかで、子どもたちの生活全体を見直し、学び考える力を身に付けさせ、豊かな人間性を育ていけるように、私たち大人が支援していくことが必要です。

また、子どもの読書活動や事業等への参加は、子ども自身の自主的な活動として尊重され、本との出会いを届けようとする際には、図書館や学校図書館の自主性も尊重されなければなりません。³⁾

こうした点にも十分配慮しながら、子どもたちが気軽に読書に親しみ、楽しく読書の習慣を身に付け、読書の楽しさや喜びを感じてもらえるように、子どもたちの主体的な読書活動を支えるための条件整備を積極的に進めることを目標に、「第1次計画」、「第2次計画」の「基本理念」を引き継ぐ形で、「第3次旭川市子ども読書活動推進計画」（以下「第3次計画」という）を策定しました。

1) 情報メディア

新聞、本、雑誌、テレビ、ラジオ、CD-ROM、CD、DVD、インターネット、携帯電話、スマートフォンなど、情報を媒介するもの。

2) 文字・活字離れ

平成17年に「文字・活字文化振興法」が施行され、国その他による振興策の推進が掲げられ、公立図書館の整備・振興策の推進が努力目標とされている。

3) 子どもの読書活動の推進に関する法律、衆議院文部科学委員会における付帯決議

4 計画の基本的方針

本計画では、「第2次計画」において掲げた、4つの「基本的方針」を引き継ぎ、子どもの読書活動推進事業の取組を更に広げ発展させて行きます。

(1)読書活動の環境整備・充実

すべての子どもたちがあらゆる機会、あらゆる場所において読書活動ができるように、本を読む喜びを味わえる環境の整備を進めます。

(2)読書に親しむための機会の提供

子どもたちが積極的に読書活動を行う意欲を高め、生涯にわたって自ら進んで読書を行う習慣を身に付けることができるよう、成長段階において読書に親しむための機会の提供を進めます。

(3)人材の育成と関係職員の資質の向上

子どもたちが本に出会うきっかけとなり、更に読書に親しむ手助けのできる人材を育成するとともに、関係職員の資質を向上させるため積極的に学習できる環境を整備します。

(4)啓発活動と推進体制の整備

子どもたち自身が本の面白さを発見し、魅力ある本に出会うことができるように啓発活動を進めるとともに、子どもの読書活動に取り組むあらゆる組織・団体が役割を果たすことができるよう体制を整えます。

5 計画推進のための関係機関・関連団体との連携、協力

子どもたちの日常的活動を支援している、図書館、家庭・地域、幼稚園・保育所等、学校が、互いに連携、協力しながら読書活動推進の取組を行うことが重要ですから、情報を交換し、計画の推進状況についての認識を共有し、人的交流を深めつつ支援し合うことにより、本計画を進める体制を活性化させ、より充実したものとするよう努めます。

また、読書活動を支援する様々な事業を、子どもたちと本とをつなぐ役割を担う多くのボランティアと協力することで積極的に展開します。

市民との協働を大切にし、子どもの読書に関わる大人や、計画の中心である子どもたちからの意見や要望、また、それぞれの意識などを把握する機会を積極的に設け、計画の推進に生かしていきます。

子どもたちの読書活動に関わるすべての機関や団体が手をつなぎ、子どもたちの健やかな成長を願って、子どもたち一人ひとりが豊かな人生を送ることができるように応援するために、これからも子どもの読書活動推進という共通の目標に向けて連携、協力していきます。

6 計画の効果的な推進のために

(1)啓発・広報事業の展開

- ア いろいろな場所・機会を通じて、子どもたち自身が本の面白さを発見し、魅力ある本に出会うことができるように啓発活動を進めます。
- イ 保護者に対して、子どもの読書活動の意義や役割を理解してもらうとともに、保護者本人にも読書の楽しさを伝えるように啓発活動・広報事業を進めます。
- ウ 子どもたちが豊かな心を育むことができるよう、子どもの読書活動に関するいろいろな情報を提供するため、方法や手段を工夫した広報事業を行います。
- エ 生涯学習ポータルサイト「まなびネットあさひかわ」¹⁾を活用するなど、情報提供のシステム化を進めます。

(2)読書活動推進体制の整備

- ア 「旭川市子ども読書活動推進調整会議」²⁾において、各年次の実施計画を策定し、その実施を推進するとともに、実績評価を行うなど活動を充実させていきます。
更に、市民やボランティア団体等との連携、協働を進めるために、関係者間の情報収集・交換等を活発化し、子どもの読書活動の円滑な展開を推進します。
- イ 「旭川市図書館子ども読書活動推進ボランティアネットワーク」³⁾の活動を支援して、各ボランティア団体間の連携、情報交換等を推進するよう努めます。
- ウ 子どもの読書に関わる人材を育成し、資質を向上させるとともに、子どもの本や読書案内などに関する知識と技術を持つスタッフの配置を進めるなど、持続的で効果的な読書活動の推進に取り組めるよう努めます。

1) 生涯学習ポータルサイト「まなびネットあさひかわ」

市内の各生涯学習施設の利用情報や施設の空室情報、また、市内で活動する生涯学習団体に関する情報や、講師の紹介、生涯学習イベントの情報などを提供している。

<http://asahikawa.manabi365.net/>

2) 旭川市子ども読書活動推進調整会議

子ども読書活動の推進に向け連携、協力するための、市関係部局からなる全庁的な調整組織。

【構成】(社会教育部)社会教育課、公民館事業課、中央図書館(学校教育部)教育政策課、学務課、教育指導課(福祉保険部)障害福祉課(子育て支援部)子育て支援課、こども育成課、子育て相談課(平成26年11月現在)

3) 旭川市図書館子ども読書活動推進ボランティアネットワーク

子どもの読書活動の推進を図り、子どもの健やかな成長に資するための組織。子ども読書活動推進のための事業等への協力、団体相互の連携、情報交換、読書環境の整備などに関わる。旭川市図書館ボランティアに登録された団体のうち、主として子どもの読書活動の推進に関わり、旭川市図書館において主体的に活動する団体により構成。

(3)財政上の措置

ア 本計画に掲げられた各種施策を実施するために、市を始めとする関係機関や団体等は、その役割に応じて必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。

イ 本計画の推進のため、役割に応じて必要な財政上の措置を講ずるよう、国・道への働きかけを行います。

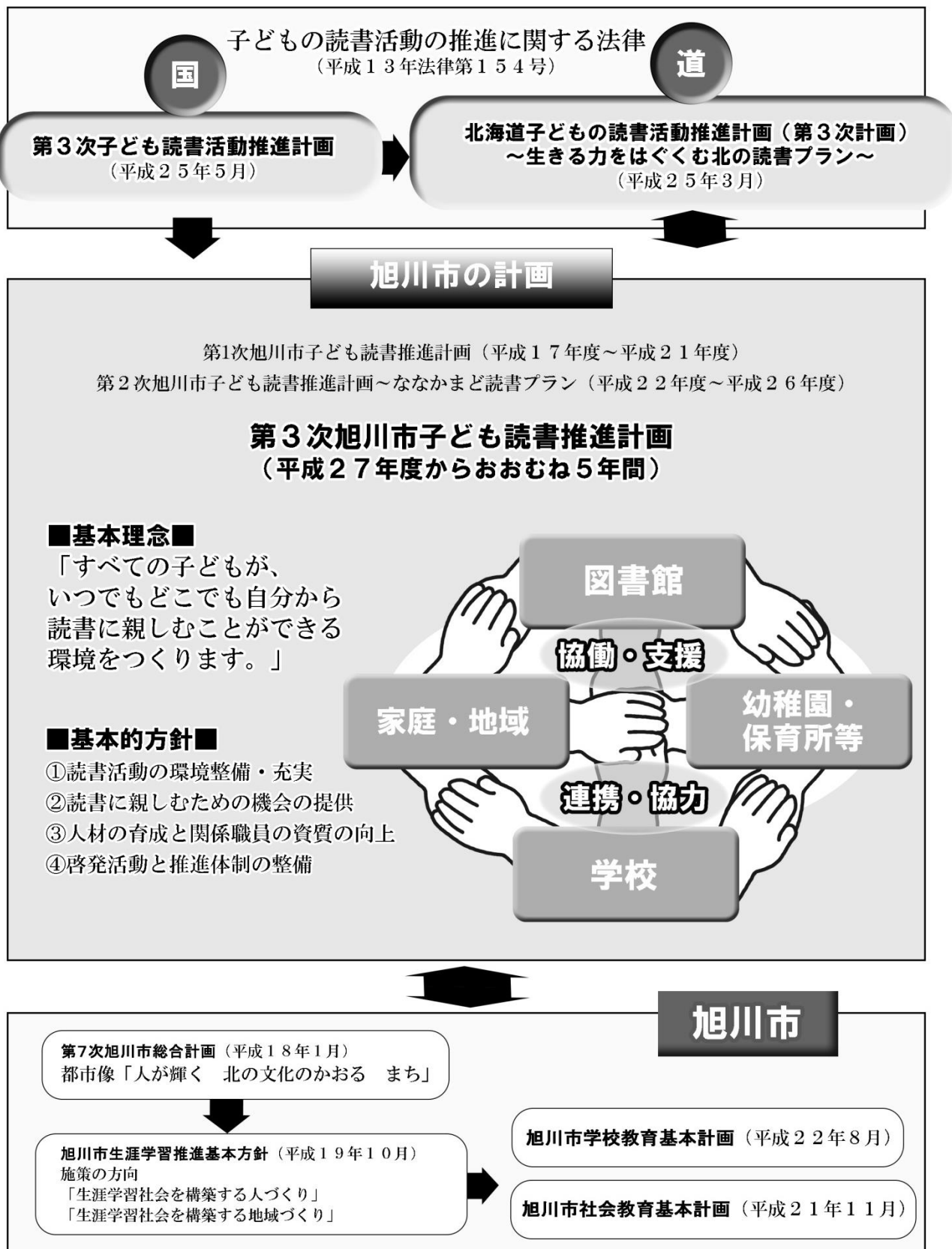
7 計画の期間

平成27(2015)年度から平成31(2019)年度までのおおむね5年間とします。

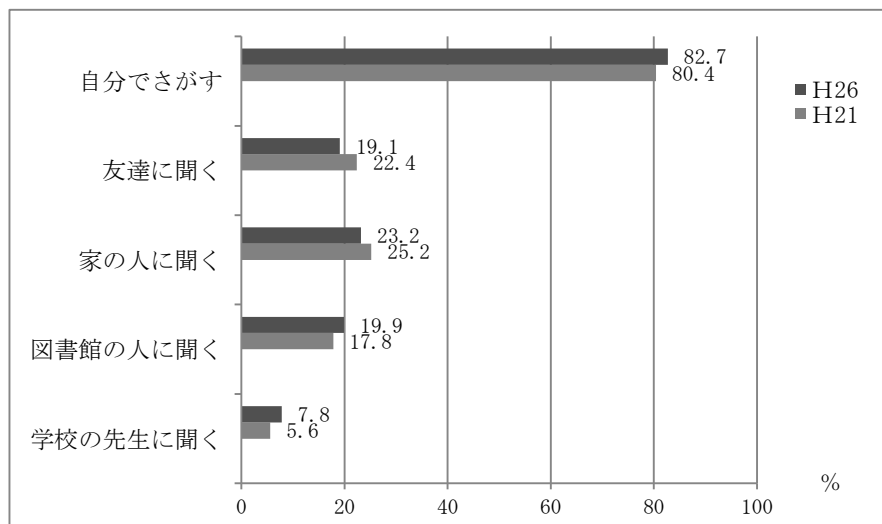
なお、平成32年度以降は、国や道の読書活動推進の施策の推移も見ながら、本計画の部分的改定や目標の修正などにより、子どもたちの読書活動を支援する様々な事業計画を、継続して推進することとします。



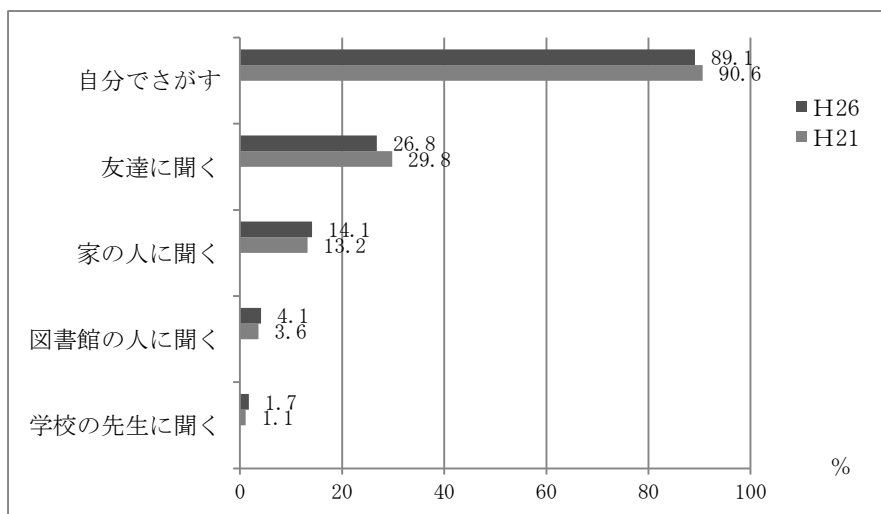
8 本計画の位置付け～旭川市子ども読書活動推進計画構想図



■読みたい本はどのように見つけますか(複数回答) ～小学生



■読みたい本はどのように見つけますか(複数回答) ～中学生



小・中学生を対象とした読書アンケート調査より

第2章 第2次子ども読書活動推進計画の成果と課題

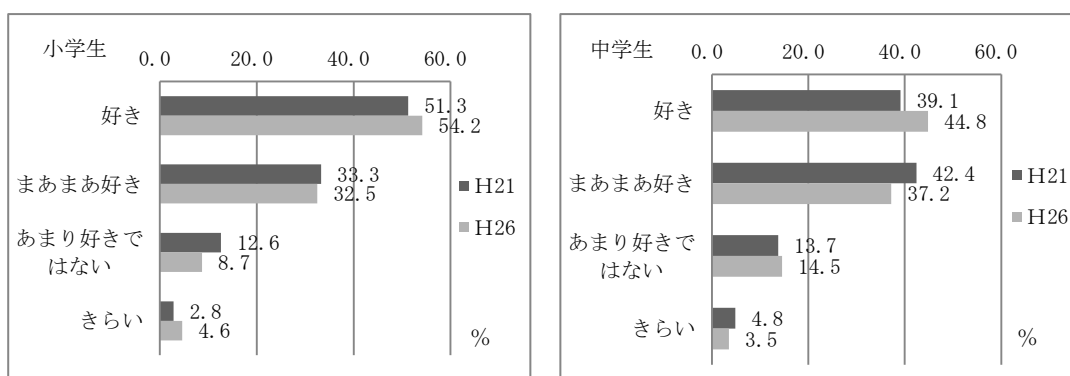


第2章 第2次子ども読書活動推進計画の成果と課題

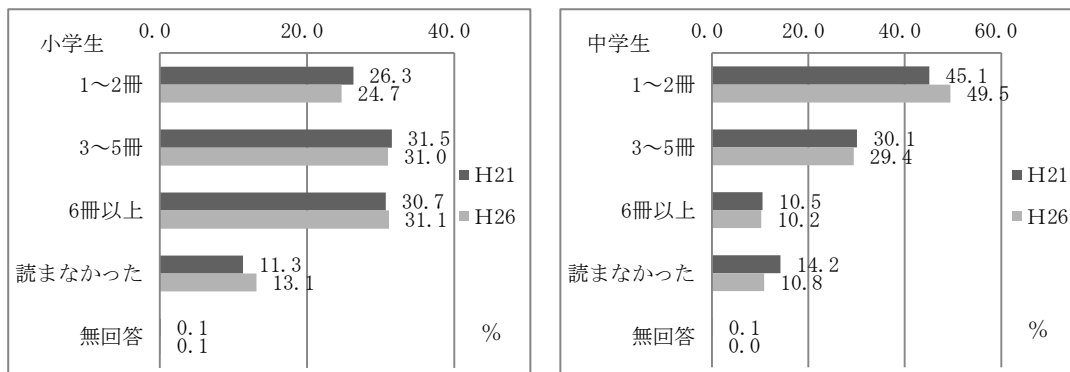
旭川市内の子どもたちの読書活動の状況を、第2次計画策定時の5年前（平成21年5月）と比較するため、「小・中学生を対象とした読書アンケート調査」¹⁾（以下「読書アンケート」）を実施したところ、小学生では54.2%（前回調査51.3%）が、また中学生では44.8%（前回調査39.1%）が「本を読むのが好き」と答えています。

読書量を見てみると、31.1%の小学生が6冊以上読んでおり（前回調査30.7%）、中学生では49.5%が1～2冊読んでいる（前回調査45.1%）と答えています。

あなたは、本を読むのが好きですか



この1か月間に何冊くらい本を読みましたか



「小・中学校を対象とした読書アンケート調査」より

こうした子どもたちの読書活動の現状のなかで、更に子どもたちの読書活動を活性化し、実りあるものにしていくためにはどうしたらよいか、これまでの各領域における取組の成果と課題を次のとおりまとめました。

1) 「小・中学生を対象とした読書アンケート調査」

旭川市内の小・中学生を対象に、読書についてのアンケート調査を平成26年5月に抽出調査。平成21年5月と同内容のアンケートを前回と同一の学校で実施。小学校4～6年生（10校872名に配布、回収率97.3%）中学生1～3年生（8校789名に配布、回収率96.4%）

1 図書館における読書活動の取組

(1)第2次計画の成果

平成24年、旭川市図書館は「旭川市図書館運営基本方針」¹⁾の中で、「4 次代を担う子どもが生きていくために必要な力をつけることを支援します」という項目を設け、子どもの読書活動推進を図書館運営の一つの柱とすることを決めました。

ア 読書活動の環境整備・充実

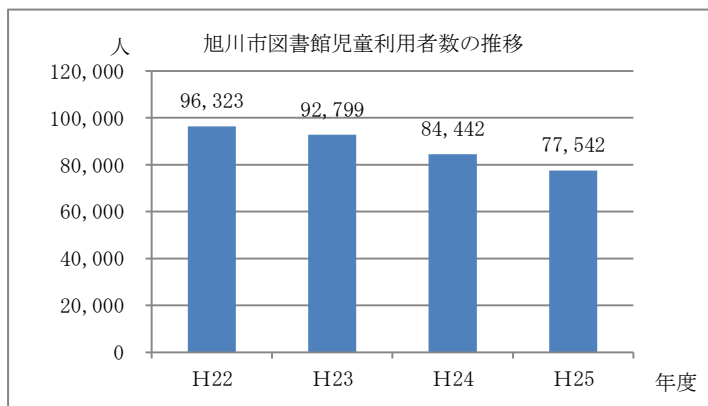
(ア) 図書館施設の整備・充実

図書館・分室サービス網²⁾の整備・充実は一定程度完了しましたので、各図書館施設内をより利用しやすく整えるよう努めました。

また、子どもたちが更に身近に本に親しむことができるよう、他の施設の児童書コーナーの支援を行いました。

■数値目標	平成20年度 基準年度	平成25年度	平成26年度 目標年度
・子ども(18歳以下)の利用者登録率	62.0 %	65.1 %	68.0 %

子ども(18歳以下)の利用者登録率については、新規に登録する児童数の伸び悩みが見られ当初の目標に到達していません。また、児童の人口が減少する中、児童の利用者数も減少傾向にあります。



「旭川市図書館統計」より

1) 旭川市図書館運営基本方針

旭川市図書館が、生涯のあらゆる段階や局面において、図書館資料と利用者を結び付け、人が自ら心豊かな暮らしを営む社会を創り、生きる力を育むことを支援し続けるために5つの基本方針を定め、平成24年10月18日に施行した。

2) 図書館・分室サービス網

旭川市においては、中央図書館、4地区図書館、10分室、地域図書コーナー1か所、自動車文庫2台がシステムを構成し、図書その他の資料の利用、又は情報の入手に関する市民の要求を満たすため、有機的に結ばれた組織体(ネットワーク)となって図書館サービスを展開している。

(イ) 団体貸出制度の利用拡充

学級文庫や家庭文庫などに対して、団体貸出・地域文庫貸出¹⁾を行うとともに、市内の小学校・中学校の学校図書館に対して、「学校図書館支援資料貸出」²⁾制度の案内を行うなど、利活用に向けて周知を図りました。

また、平成26年度からは、支援資料貸出の受取窓口を地区図書館まで拡大し、各学校図書館担当者の利便性を向上させました。

(ウ) 必要資料の整備と購入費の確保

総合的な学習の時間³⁾や調べ学習⁴⁾のために必要な資料について、学年や季節によりどのようなものが必要か調査しながら、子どもたちにとって魅力ある蔵書構成を目指して児童書の購入を進めました。また、そのための図書資料費の確保に努めました。

■数値目標	平成20年度 基準年度	平成25年度	平成26年度 目標年度
・児童図書冊数	298,570 冊	332,109 冊	340,570 冊
・児童図書貸出冊数	640,172 冊	597,015 冊	698,000 冊
・児童(12歳以下)一人当たりの貸出冊数	17.5 冊	17.3 冊	19.4 冊

しかしながら、児童図書の蔵書数は図書資料費削減の影響もあり、目標数に到達していません。

また、児童図書の貸出冊数は、ここ数年の利用者数の減少傾向の中、大幅に減少し、年間の一人当たりの貸出冊数も、蔵書の充実が進まず目標に到達していません。

1) 団体貸出・地域文庫貸出

図書館が、家庭文庫や学級文庫・地域文庫などの活動を支援する目的で、市内の団体やグループなどに対し図書館資料をまとめて長期間貸出しする制度。

2) 学校図書館支援資料貸出

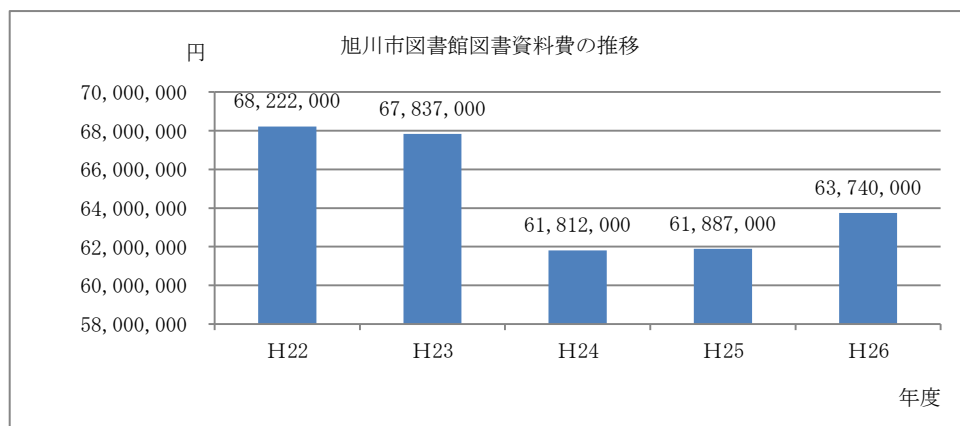
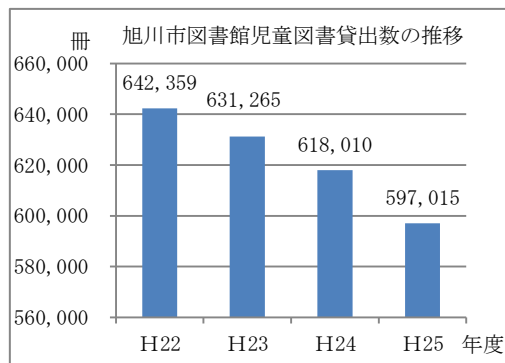
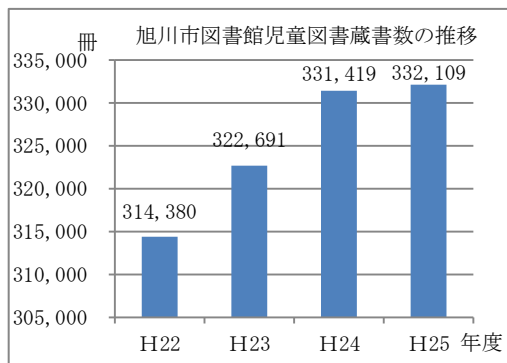
市内の小中学校図書館に、学校図書館の活動やレファレンス機能を支援する目的で、中央図書館が所蔵する資料を団体貸出制度の範囲で貸出しする。各担当者が事前に「学校図書館支援 資料貸出申込書」を中央図書館に提出し、貸出可能な資料が準備でき次第中央図書館から「連絡票」がFAXで届くので、中央図書館か指定の地区図書館へ受け取りに行く制度。

3) 総合的な学習の時間

教科の枠や領域を越え、横断的総合的に学習活動を行う時間。学習活動の展開に当たっては、地域や学校、児童生徒の実態等に応じて、多様な学習形態や組織形態で、特色ある活動を創意工夫していくという観点が出され、児童生徒自らの興味や関心に基づいて従来の教科で得た知識や技能を相互に関連付け、機能させていくことを狙いとしている。

4) 調べ学習

自分の持っている課題、知りたいこと、興味を持ったことについて、図書や実験、観察、実地見学などの多様な方法で調べ、まとめ、発表すること。



「旭川市図書館統計」より

(エ) 外部団体への協力支援

学校図書館や子ども文庫、幼稚園・保育所、留守家庭児童会¹⁾等に対し、それぞれの選本に協力し、また、研修会や学習会へ講師を派遣するなどの支援等を行いました。

(オ) 図書資料の有効活用

学校図書館や幼稚園・保育所、留守家庭児童会に対し、市民から提供された寄贈図書やリサイクル図書²⁾の活用を呼びかけ、図書資料の有効活用を図りました。

また、高校生が企画したイベントに協力して、寄贈図書やリサイクル図書を提供し、その活動を支援しました。

1) 留守家庭児童会

児童福祉法に基づく「放課後児童健全育成事業」として、就労や病気等の理由で保護者が昼間家庭にいない児童のために、適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図ることを目的に旭川市が設置する施設。市内に61か所設置されており、小学校1～3年生の児童が放課後の時間を過ごす。(平成27年4月からは、小学校1～6年生の児童が対象となります。)

2) リサイクル図書

図書館で使わなくなった本。有効利用する目的で、市民から寄贈された本などと一緒に年1回学校図書館や保育所、留守家庭児童会に提供している。

イ 読書に親しむための機会の提供

(ア) 子どもと本を結ぶ各種行事の開催

年間を通じて、全館で子どもたちが図書館や読書に親しむことができる行事を多数開催しました。

(イ) 大人向けの読書推進行事の実施

読書講演会や絵本講座、「大人のための絵本読み語り」¹⁾、図書館まつり²⁾など、大人が読書に親しむことにより、子どもたちの読書活動の推進につなげることを目的とした行事を開催しました。

(ウ) 学校単位での図書館利用の受入れ

図書館内の見学や調べ学習、職場体験など、学校からの利用申込み³⁾を積極的に受入れ、その後の図書館利用につながるよう努めました。

(エ) 支援を必要とする子どもも参加できる事業の実施

図書館を利用してもらうきっかけづくりとして、ミニコンサートや彫刻巡回展示、彫刻出前授業など、聞いたり触ったりして体験できる行事を開催しました。

また、院内学級へ絵本の読み聞かせのための読み手派遣を行ったり、特別支援学校⁴⁾からの図書館利用申込みに対応して、希望によって館内での読み聞かせなども実施しました。

1) 大人のための絵本読み語り

大人にも絵本の世界を楽しんでもらうことを目的に、図書館で活動する絵本サークル4団体が毎月1回、絵本の読み語りの会を中央図書館と神楽図書館で開催している。

2) 図書館まつり

毎年11月3日(文化の日)に、中央図書館を会場としてボランティア団体が構成する実行委員会により開催。図書館内をイベント会場として、図書館の活動の紹介や子どものための読み聞かせ、おはなし会や、大人のための落語、朗読、コンサートなど、子どもから大人まで一日図書館を楽しんでもらう行事。子どもたちに図書館を紹介する企画も多数ある。

3) 学校からの利用申込み

小中学校や高等学校から、図書館を利用した学習活動や職場体験、インターンシップ等の要望がある場合は、子どもページから利用申込みフォーム「旭川市図書館利用事前連絡用紙」をダウンロードして申し込む。 <https://www2.lib.city.asahikawa.hokkaido.jp/kids/elder.html>

4) 特別支援学校

学校教育法で規定された心身障害児を対象とする学校。障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

ウ 人材の育成と関係職員の資質の向上

(ア) 子ども読書ボランティアの養成と技術の向上

「絵本の読み聞かせボランティア養成講座」¹⁾を毎年開催し、新しい読み手の人材養成を行いました。また、活動中の絵本ボランティア向けには、「ステップアップ研修会」²⁾を行い、技術の向上に努めました。

「素語り」³⁾の講座、「フォローアップ講座」⁴⁾をボランティア団体との共催で実施しました。

外部団体等からの依頼を受けて、児童担当職員が新しい絵本の紹介など、ブックトーク⁵⁾を行いました。

■数値目標	平成 20 年度 基準年度	平成 25 年度	平成 26 年度 目標年度
・(子ども読書関係)ボランティア人数	213 人	186 人	340 人
・(子ども読書関係)ボランティアの行事参加人数	1,119 人	1,481 人	1,700 人

登録ボランティアの人数は、増やすことができていませんが、実際に活動に参加する人数は、それぞれの活動が活発になっていることもあり着実に増えています。

ボランティアは、養成後様々な事情から活動を離れることも少なくないのが実情のため、安定的にボランティアの人数を確保していくとともに、全体の知識や技術の維持・向上のため、継続的な学習の機会を提供しました。

1) 絵本の読み聞かせボランティア養成講座

図書館が毎年開催し、市内で絵本の読み聞かせボランティアの活動を継続的に取り組んでくれる参加者を対象に、読み聞かせの仕方、絵本の選び方などの講義や実習を行う講座。

2) ステップアップ研修会

図書館が毎年開催する読み聞かせボランティア向けの講座。旭川市図書館子ども読書活動推進ボランティアネットワークに所属する団体を対象に、個人のスキルアップ、ボランティア活動の活性化を目指して開催。読み聞かせや手あそびなど、実践に役立つ講義や実演の講習。

3) 素語り

お話(物語)を語って聞かせること。ストーリーテリング。子どもたちをスムーズに物語の世界へ引き込んでくれることから、昔話が主として語られる。読み聞かせより一層語り手との関わりが深く、言葉だけによって物語を想像する楽しみがある。

4) フォローアップ講座

素語りを実践するボランティアに対して、個人のスキルアップ、ボランティア活動の活性化を目指して開催する、実践に役立つ講義や実演の講座。

5) ブックトーク

グループを対象として数冊の本を紹介すること。特定のテーマに添って、本の簡単な内容や著者の略歴などを紹介する。読書の領域を拡大し、新しい分野に興味と関心を引き起こす読書への動機付けとして効果がある。児童を対象とする図書館業務として、本と子どもを結び付ける重要な取組。

(イ) 専門職員による相談体制の確立

子どもたちからの本に関する質問や様々なレファレンス¹⁾に対しては、児童サービス²⁾ 専門職員のほか、レファレンス・相談業務担当職員も協力して対応するように努めました。

■数値目標	平成 20 年度 基準年度	平成 25 年度	平成 26 年度 目標年度
・旭川市図書館の正職員に占める司書資格者の比率	35.0 %	35.1 %	50.0 %

図書館職員のうち、嘱託職員（司書資格者）の比率（54.1%，平成26年4月現在）が高くなっている一方で、正職員の有資格者配置数はそれほど大きく変わっていません。

(ウ) 専門職員養成の環境整備

児童サービス専門職員³⁾ それぞれが、知識や経験を共有するように努め、資質の向上を図り、子どもたちの読書活動を支援しました。

(エ) 各種研修への参加

子どもの読書活動を専門的に支援するため、関連する研修や学習機会に児童サービス専門職員を参加させるよう努めました。

また、様々な機会を利用して、児童サービス専門職員としての知識・技能の向上に努めました。

エ 啓発活動と推進体制の整備

(ア) 小学校新1年生への図書館利用カードの一括交付

毎年1学期に、その年の新1年生全員を対象として各学校を通じて図書館利用案内を各家庭に届け、希望する児童に図書館利用カードを作成して、学校で受け取ってもらうようにしました。

1) レファレンス

参考業務のこと。図書館利用者が学習・研究・調査等のために必要な資料や情報を求めた場合に、図書館員が図書館の資料と機能を活用して資料の検索を援助し、資料を提供し、あるいは回答を与えるなど、利用者と資料とを結び付ける業務。

2) 児童サービス

子どもに対する図書館サービス。子どもと本の世界を結び付け、本を読む喜びや楽しみを伝える大切な活動。図書館内だけでなく、地域の各機関とも連携して展開される。

3) 児童サービス専門職員

児童サービスを担当する司書。子どもと本を結び付け、子どもに読書の楽しさを伝える大切な役割を持つ。子どもの情報へのアクセスを保障し、子どもが資料を選ぶことができるように手助けする。

(イ) 図書館だよりなどの「おしらせ」の配布

各館で、子ども向けの行事案内や本の紹介などを掲載した「おしらせ」を作成して配布しました。

(ウ) ブックリスト¹⁾の作成・配布

赤ちゃん・幼児向け絵本リスト『たのしい絵本のせかい』²⁾改訂4版(平成22年12月発行)を編集・発行して、来館者や講座参加者に配布しています。

(エ) 子ども向けホームページによる情報発信

図書館ホームページに、「こどもページ」³⁾を設けて、子ども向けに図書館利用方法や行事案内を紹介したほか、学校関係者など子どもの本に関わる大人向けの情報も発信しました。

(オ) 保護者に対する啓発

親子で参加できる絵本講座を開催したほか、乳幼児健康相談会場での「えほんどだっこ」⁴⁾、「うぶごえへの贈りもの事業」⁵⁾などで、絵本リストや利用案内パンフレットを配布するなど、保護者の方への子ども読書の啓発を行いました。

(カ) ボランティアネットワークの整備

「旭川市図書館子ども読書推進ボランティアネットワーク」の活動をサポートし、登録ボランティア派遣の体制を整えました。

1) ブックリスト

ある目的をもって本を紹介するためのリストで、対象年齢やテーマなどに合わせて作成する。楽しく読む、読書の幅を広げるなど読書案内に用いる。

2) 『たのしい絵本のせかい』

読み聞かせボランティアの協力で作成した、赤ちゃん・幼児向けに子どもの年齢別に選んだ絵本のリスト。図書館や読み聞かせの現場での声を参考に平成8年に編集以来、現在改定4版を配布中。

3) 「こどもページ」

図書館ホームページに設けた子ども向け情報ページ。子どもに関わる大人のための情報も提供している。 <https://www2.lib.city.asahikawa.hokkaido.jp/kids/index.html>

4) えほんどだっこ

旭川市図書館子育て支援事業の一環として、保健所・健康相談所で行われる乳幼児健診や子育て相談の会場に絵本の読み聞かせボランティアと図書館職員が出向き、待ち時間の親子に読み聞かせをしたり、図書館の利用案内や絵本の紹介を行う。

5) うぶごえへの贈りもの事業

旭川市に生まれたすべての赤ちゃんに、「おめでとう」の気持ちを込めて絵本を贈る事業。生後3か月の赤ちゃんのいる家庭を民生委員、主任児童委員など地域の方が訪問し、直接絵本2冊(1冊はオリジナル絵本)を手渡す。

(2)課題

ア 読書活動の環境整備・充実

(ア) 図書館施設の整備・充実

図書館・分室のサービス網の隙間となっている地域，図書館を利用しづらい地域を解消し，より身近に図書館に親しんでもらえるように，自動車文庫¹⁾の効果的な運用の再検討，図書館施設の整備・充実を進める必要があります。

(イ) 団体貸出制度の利用拡充

制度を知らない団体等への更なる周知を行い，登録済み団体には一層の利活用を推進するため利便性を向上させるなど，地域における読書活動に活用されるようにしていく必要があります。

また，子ども文庫等への図書館からの配本車の運行体制を見直し，貸出資料を運ぶ手段のない文庫等への支援を強化する必要があります。

(ウ) 必要資料の整備と購入費の確保

子どもたちの興味・関心や時代のニーズなどに合わせて，必要な資料をそろえていくために，図書資料費を安定的に確保することが必要です。

(エ) 外部団体への協力支援

外部団体との信頼関係を構築し，良好な関係を維持していくためには，子どもの本についての知識と経験を持った職員を育て，各団体と定期的な連絡を取り合いながら，子どもの読書活動の推進のため共通認識を持つようにすることが必要です。

また，団体貸出制度を利用した図書資料の貸出し，研修会や学習会等への講師派遣など，「もの」と「ひと」の両面からの協力・支援が必要です。

(オ) 図書資料の有効活用

市民から提供された寄贈図書や，リサイクル図書を，学校図書館や幼稚園・保育所，留守家庭児童会などで，更に活用をしてもらうよう周知する必要があります。

1) 自動車文庫 (BM=Book Mobile)

図書館施設の十分でない地域に対して，自動車などの輸送手段を用い，主として貸出用図書を積み込み，司書を同乗させて定期的に巡回する。移動する「分館」としての機能を果たす図書館サービス。機動力を生かし，遠隔地の住民へのサービスを担って利用者の近くへ出張してそこで貸出しを行う。旭川市では，現在2台の自動車文庫が，市内56ステーションを月1回巡回し貸出しを行っている。

イ 読書に親しむための機会の提供

(ア) 子どもと本を結ぶ各種行事の開催

予算削減の中で、図書館職員自前の企画や、ボランティアの力を借りるなど、ゼロ予算での行事開催が多くなっていますが、子どもたちに楽しんでもらえる、魅力的な行事を引き続き企画する必要があります。特に読書離れが懸念される中・高校生に向けた事業を企画、開催する必要があります。

(イ) 大人向けの読書推進行事の実施

行事への参加だけで終わるのではなく、その後も自らの読書や子どもを導くことにつながるような取組を企画していく必要があります。

(ウ) 学校単位での図書館利用の受入れ

子どもたちを引率する教職員に対し、調べ学習の方法や図書館利用法について、より一層知ってもらう必要があります。

また、子どもたちが図書館をより身近に感じ、上手に利用できるようにするための機会の提供が求められています。

(エ) 支援を必要とする子どもも参加できる事業の実施

特別支援学校等と連携を密にしながら、学校のニーズと図書館ができることのすり合わせを行うなど、利用しやすく、参加しやすい事業を企画する必要があります。

ウ 人材の育成と関係職員の資質の向上

(ア) 子ども読書ボランティアの養成と技術の向上

安定的にボランティアの人数を確保していくために、全体の知識や技術の維持・向上を図り、継続的な学習の機会を提供していくことが必要です。

(イ) 専門職員による相談体制の確立

正職員の異動、嘱託職員の勤務年限等のため、経験を積んだ専門職員を継続的に確保することが困難となっており、一定水準のサービスができにくくなっています。

(ウ) 専門職員養成の環境整備

専門職員を養成するための体制整備、環境づくりとともに、引き続き子どもと子どもの本についての専門的知識を有する職員を育てていく必要があります。

特に、支援を必要とする子どもに関する知識を習得し、実践経験を積む機会を作る必要があります。

(エ) 各種研修への参加

児童サービスに関連する、外部研修機会等の情報を入手して、できるだけ参加する機会を作るとともに、スタッフ全員で研修の成果を共有できるような体制を作るようにしなければなりません。

エ 啓発活動と推進体制の整備

(ア) 小学校新1年生への図書館利用カードの一括交付

子どもたちの図書館利用を促し、保護者への図書館活用の啓発ともなることから、希望する児童に対しての図書館利用カード作成を、今後も継続して取り組む必要があります。

(イ) 図書館だよりなどの「おしらせ」の配布

図書館を利用している子どもたちだけでなく、図書館を利用したことのない子どもたちにも図書館に足を運んでもらうために、魅力的な「おしらせ」を配布していく必要があります。

(ウ) ブックリストの作成・配布

小学生向けの学年別ブックリストや、中・高校生にも参加してもらいヤングアダルト¹⁾向けブックリストを編集し発行することはできなかったため、今後、取り組んでいく必要があります。

特に、高校生向けの取組は十分ではありませんでしたので、今後子どもたちの意見も取り入れながら、検討する必要があります。

(エ) 子ども向けホームページによる情報発信

図書館ホームページの「こどもページ」で、行事のお知らせや新着図書の紹介、利用案内などの情報を発信しましたが、子どもたちにとって、見やすく楽しいページ立てにするよう、更に工夫するとともに、こまめに情報を更新して新鮮な情報を提供する必要があります。

1) ヤングアダルト

主に10代の読者あるいは利用者を、児童と成人の中間に位置し独特の配慮を要する利用者層として図書館界・出版界で意識して呼称するときに使う用語。

(オ) 保護者に対する啓発

図書館を利用したことがない保護者にも、子どもと一緒に図書館へ足を運んでもらえるような働きかけが必要です。

また、引き続き子どもの読書活動の意義を伝え、保護者本人への読書に関する啓発を行い、親子で読書を楽しむ行事への参加を促すことが必要です。

(カ) ボランティアネットワークの整備

ボランティアは、子ども読書活動推進の重要な担い手ですので、今後も引き続き連携、協力を強めていく必要があります。

そのためには、「旭川市図書館子ども読書推進ボランティアネットワーク」の輪を更に広げ、ボランティア相互の情報交換や連携、協力を支援する必要があります。



2 家庭・地域における読書活動の取組

(1)第2次計画の成果

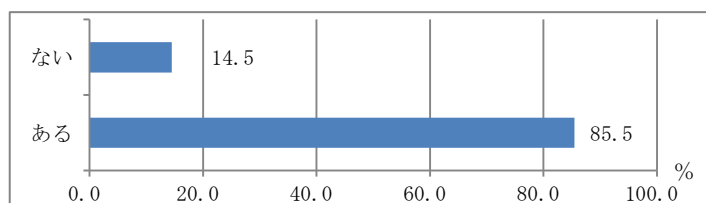
ア 読書活動の環境整備・充実

(ア) 各施設の読書環境の整備

公民館施設の改修（単独館化）の際に、図書館分室の読書スペースを拡大し、読書環境の整備を行い、児童館・児童センター¹⁾、留守家庭児童会などにおいては、図書コーナーの蔵書の充実に努めており、「留守家庭児童会の施設を対象とした読書アンケート調査」²⁾によると、多くの施設が図書コーナーを設け子どもたちが本と出会う環境を整えています。

また、乳幼児健康診査会場で絵本の配置を継続的に実施し、乳幼児と保護者が身近に本と触れ合う環境の整備に努めました。

留守家庭児童会内に「図書室」や「図書コーナー」はありますか



「留守家庭児童会の施設を対象とした読書アンケート調査」より

イ 読書に親しむための機会の提供

(ア) 家庭における読書活動の奨励

児童や保護者を対象とした読み聞かせ活動や、読書の啓発活動に対し、補助金を交付するなど、側面的な支援を実施しました。

(イ) 各施設における読書活動の奨励

公民館の家庭教育支援事業の一つとして実施した「子育てサロン」³⁾など親子で一緒に参加する事業において、絵本の読み聞かせを取り入れ、親子のふれあいを深めることができました。

1) 児童館・児童センター

地域社会における児童のレクリエーションセンターとして、児童に健全で楽しい遊びを与え、健康を増進し情操を豊かにするために、児童福祉法に基づいて設置している児童厚生施設。

2) 「留守家庭児童会の施設を対象とした読書アンケート調査」

旭川市内の留守家庭児童会の指導員を対象に、留守家庭児童会における読書活動についてのアンケートを平成26年11月に調査。(59か所に配布、回収率96.6%)

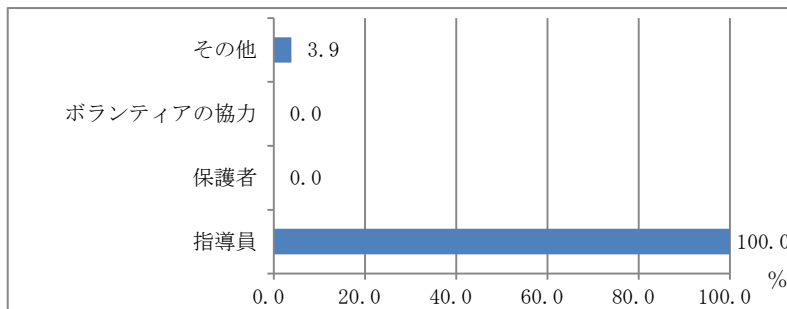
3) 子育てサロン

地区民生委員協議会や地区社会福祉協議会などが運営し、歌や体操・手遊び、自由なおしゃべりをしたり、子どもとその保護者同士や高齢者が交流し、子育て中の方が子どもを連れてほっとすることのできる場。

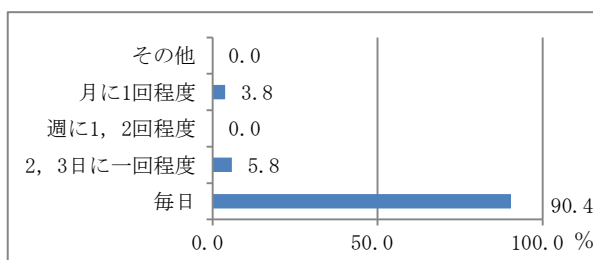
また、青少年向けの作文教室などを実施し、多くの市民に読書に親しむための機会を提供することができました。

児童館や児童センター、子育て支援センター¹⁾、留守家庭児童会など、子どもが集まる場所において、定期的な絵本等の読み聞かせを行ったほか、一斉読書²⁾の時間を設けたり、クリスマス会などの行事において紙芝居やパネルシアターを実施するなど、様々な方法で子どもたちが読書に親しむことのできる機会を設けました。

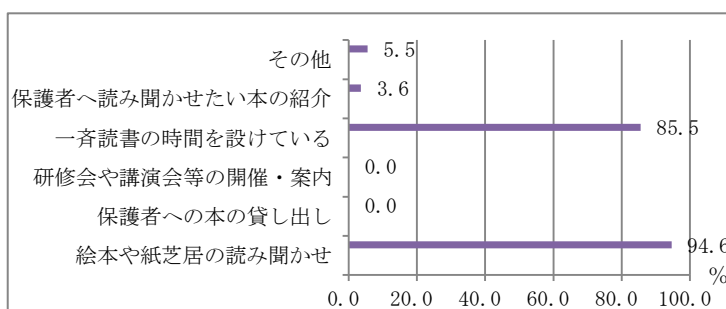
読み聞かせは誰が行いますか（複数回答）



読み聞かせはどのくらい行いますか



どのような読書活動をしていますか（複数回答）



「留守家庭児童会の施設を対象としたアンケート調査」より

1) 子育て支援センター

地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、子育て家庭等に対する育児不安等についての指導、子育てサークル等への支援などを通して、地域の子育て家庭に対する育児支援を行うことを目的とする。

2) 一斉読書

読書に親しむ習慣を身に付けることを目的に取り組む。代表的なものは「朝の読書」活動。

ウ 人材の育成と関係職員の資質の向上

(ア) 職員養成の環境整備

児童館や児童センターなどの施設に配置された職員を対象に、絵本の読み聞かせや手遊び等に関する研修を行い、技術の向上を図りました。

留守家庭児童会に通う児童に、より良い読書活動を提供できるように、留守家庭児童会指導員を対象にした、読み聞かせや絵本の選定方法についてスキルアップを図る研修を実施しました。

(イ) 市民団体への研修機会の提供

社会教育課が主催する事業において、読み聞かせや本をテーマとした講座を実施したほか、ボランティア団体が家庭教育をテーマとしたイベントへ参加する機会を提供しました。

市内に5か所設置している旭川市コミュニティスクール¹⁾の利用を促進して、地域の活動拠点の提供に努めていますが、団体の利用には至っていません。

エ 啓発活動と推進体制の整備

(ア) 家庭における読書の啓発活動

生涯学習ポータルサイト「まなびネットあさひかわ」を活用して、団体サークル情報、講師情報、講座イベント情報などの提供ができました。

(イ) 各施設における読書の啓発活動

公民館内で読書活動推進に関するチラシやパンフレット等を配置し、市民に情報提供を行いました。

また、絵本の読み聞かせを行う生涯学習活動団体についての情報提供を、インターネットや各館に配置しているサークル名簿等を活用して行いました。

図書館職員とボランティアによる乳幼児健康相談会場での読み聞かせを実施し、絵本のリストなどの配布を継続しました。

「うぶごえへの贈りもの事業」の配布物に、絵本のリストや図書館の行事案内など読書に係るパンフレットを同封し、啓発に努めました。

1) 旭川市コミュニティスクール

学校の開放施設を利用し、市民の生涯学習の推進と地域コミュニティの活性化に寄与する目的で旭川市が設置し、運営委員会が自主的管理運営を行う。営利を目的とせず健全な地域活動又は学習目的とする団体が利用できる。(朝日・北光・新町小学校、忠和・東光中学校の5か所)

(2)課題

ア 読書活動の環境整備・充実

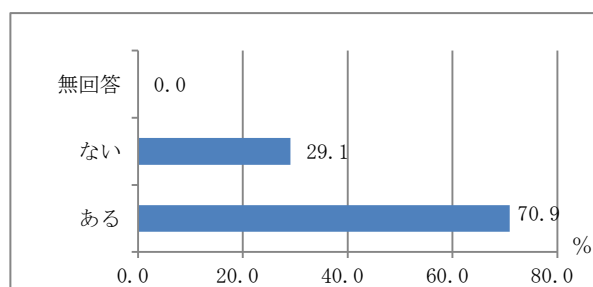
(ア) 各施設の読書環境の整備

読書活動の環境整備・充実のため、今後も継続して施設改修費や修繕費、備品購入費などの予算を確保する必要があります。

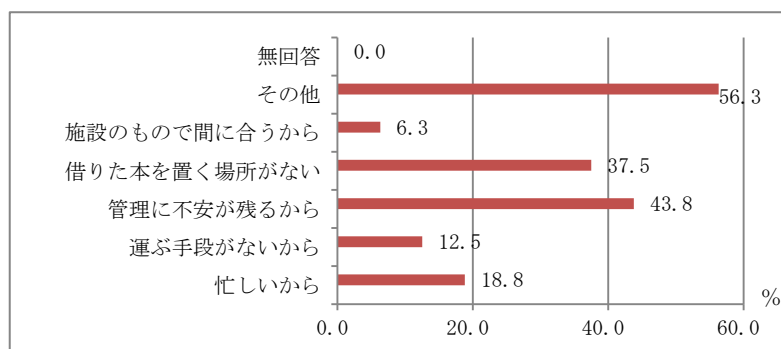
子どもたちが読みたい本は多種多様であり、来館者のニーズにきめ細かく対応することは難しい面がありますので、図書館の団体貸出を活用する必要があります。

子どもたちが何度も手にする絵本等は破損しやすいことから、フィルムコーティングするなど、補強して丈夫にする必要があります。また、破損した場合の補修や交換など、管理方法も工夫していく必要があります。

団体貸出を利用したことがありますか



なぜ利用しないのですか（複数回答）



「留守家庭児童会の施設を対象としたアンケート調査」より

イ 読書に親しむための機会の提供

(ア) 家庭における読書活動の奨励

地域で活動する読み聞かせ団体等については、財政基盤が弱い団体も多いため、継続的な支援が必要です。

(イ) 各施設における読書活動の奨励

「子育てサロン」については、地域の子育て世帯への周知を広め、継続して参加してくれる親子を増やしていく必要があります。

様々な年齢層の子どもたちが来館する施設では、全ての子どもが興味を持てる絵本選びが難しい面があります。

ウ 人材の育成と関係職員の資質の向上

(ア) 職員養成の環境整備

公民館では、利用者の学びを地域に還元する活動を推進するため、子育て支援サークル等の研修機会の確保などの支援をとおして、職員を対象とした養成を行っていきます。

(イ) 市民団体への研修機会の提供

講座やイベントの参加者に対しては、読書の重要性を伝えることができましたが、全市的な取組とはいえないため、講座やイベントの効果的な実施について検討していく必要があります。

また、旭川市コミュニティスクールを活用した研修機会と場所の提供について、引き続き市民団体に対して周知し活用を図っていく必要があります。

エ 啓発活動と推進体制の整備

(ア) 家庭における読書の啓発活動

生涯学習ポータルサイト「まなびネットあさひかわ」については、情報を得るだけでなく、施設や団体の情報発信ツールとしても活用できるため、利用促進と情報の充実を図ることが必要です。

(イ) 各施設における読書の啓発活動

公民館へのポスターやチラシの配置依頼が多くなっており、特定の資料を長期間配置するスペースを確保することが難しくなっています。

また、読書活動に関わる内容以外にも掲示物の依頼が多いため、全ての掲示に対応できないことがあります。

乳幼児健康相談の日程調整上、相談会場6か所のうち4か所は、図書館の休館日である月曜の開催となるため、全ての相談会場での読み聞かせや絵本のリストなどの配布は実施ができていません。



3 幼稚園・保育所等における読書活動の取組

(1)第2次計画の成果

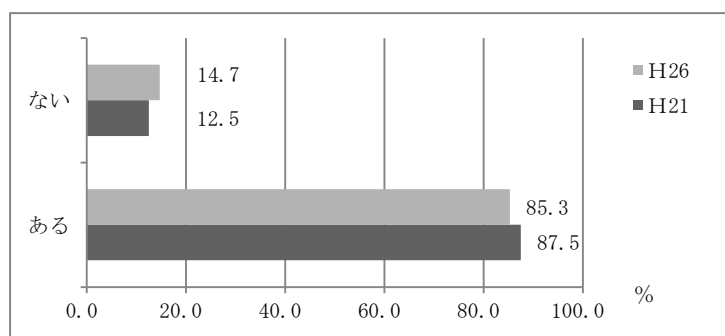
ア 読書活動の環境整備・充実

(ア) 図書スペースの充実

各施設の現状の中で、遊戯室や保育室の一角に図書スペースを設けるなど、読書環境の整備・充実に努めました。

「幼稚園・保育所等の施設を対象とした読書アンケート」(以下「施設読書アンケート」)¹⁾では、85.3%の施設で「図書室」や「図書コーナー」を設けているとの回答(前回調査 87.5%)があり、それぞれの施設では子どもたちのための読書スペースの確保に努めています。

施設内に「図書室」や「図書コーナー」はありますか

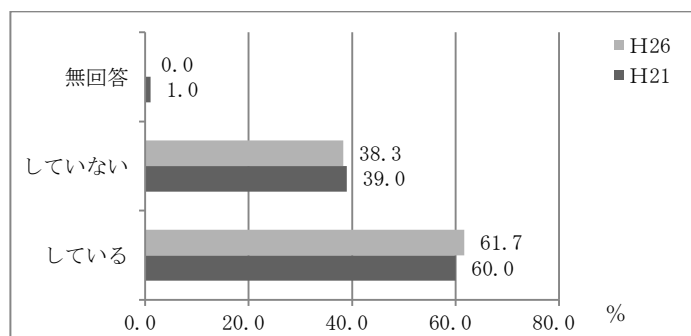


「幼稚園・保育所等の施設を対象とした読書アンケート調査」より

(イ) 図書スペースの環境整備

「施設読書アンケート」によると、61.7%の施設で、「図書室」や「図書コーナー」の図書を園児や保護者に貸出(前回調査 60.0%)しており、新しい図書の紹介を行うなど、読書コーナーとしての整備・充実が進みました。

施設内の図書を園児や保護者に貸出していますか



「幼稚園・保育所等の施設を対象とした読書アンケート調査」より

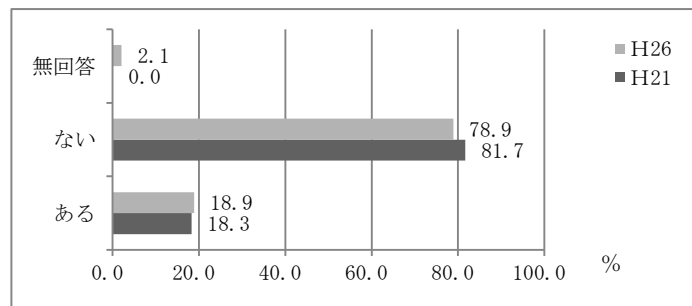
1) 「幼稚園・保育所等の施設を対象とした読書アンケート」

旭川市内の幼稚園・保育所を対象に、各施設における読み聞かせ等の実施状況についてのアンケートを平成26年5月に実施。幼稚園(32施設に配布,回収率84.3%)保育所(102施設に配布,回収率66.6%)

(ウ) 図書館の団体貸出制度の活用

「施設読書アンケート」によると、「図書室」や「図書コーナー」を設けられていない施設が14.7%（前回調査 12.5%）あります。こうした図書スペースのない施設でも、中央図書館から児童図書を定期的に借り受けて施設内で利用したり、園児や保護者に貸出しているところもあり、季節に合わせて本を入れ替える、あるいは行事に関連する本を集めるなど、施設内の蔵書を補うために図書館の団体貸出制度が活用されており、18.9%の施設が「団体貸出を利用したことがある」と回答しています。（前回調査 18.3%）

団体貸出を利用したことがありますか



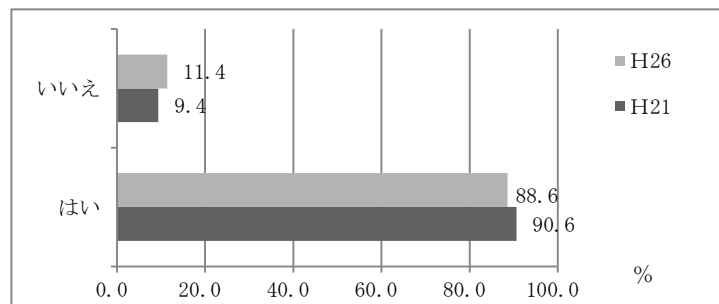
「幼稚園・保育所等の施設を対象とした読書アンケート調査」より

イ 読書に親しむための機会の提供

(ア) 家庭での読み聞かせの推進

「幼稚園・保育所等の保護者を対象とした読書アンケート」（以下「保護者読書アンケート」）¹⁾によると、88.6%の保護者が子どもに読み聞かせをしていると回答（前回調査 90.6%）しており、多くの家庭で子どもへの読み聞かせを実践しています。

子どもに読み聞かせをしていますか



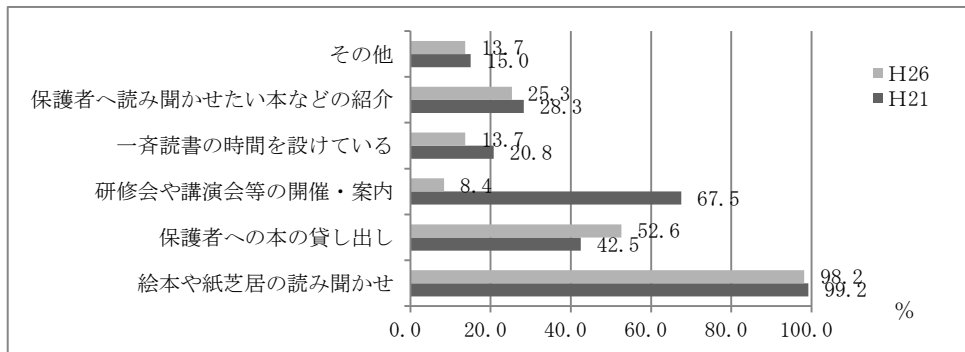
「幼稚園・保育所等の保護者を対象とした読書アンケート調査」より

1) 「幼稚園・保育所等の保護者を対象とした読書アンケート」

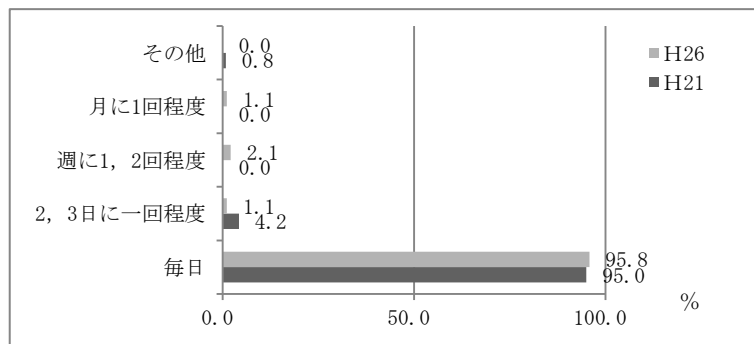
旭川市内の幼稚園・保育所に子どもを通わせる保護者に対して、家庭での読み聞かせ等の実施状況についてアンケートを平成26年5月に実施。幼稚園（522名に配布，回収率72.2%）保育所（534名に配布，回収率53.9%）

また、98.2%の施設で絵本や紙芝居の読み聞かせが行われていると回答（前回調査 99.2%）しており、そのうちの95.8%の施設で毎日読み聞かせが行われています（前回調査 95.0%）。

どのような読書活動をしていますか（複数回答）



絵本や紙芝居などの読み聞かせはどのくらい行っていますか

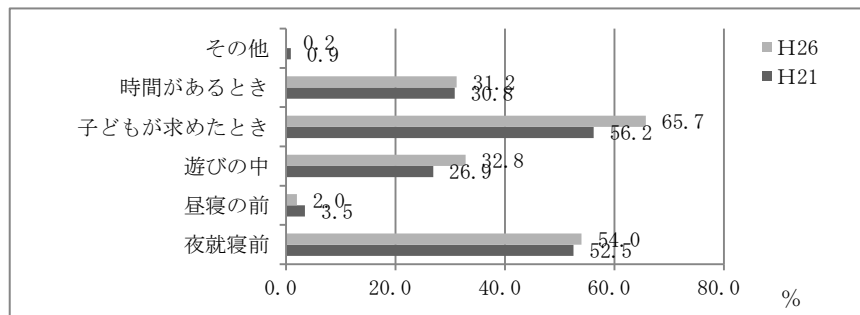


「幼稚園・保育所等の施設を対象とした読書アンケート調査」より

各施設の「図書室」や「図書コーナー」などの整備・充実が進む中、子どもたちが本に親しむ機会が増えつつあることから、子どもたちは家庭でも読み聞かせを求めることが多くなっています。

「保護者読書アンケート」によると、「子どもが求めたときに読み聞かせをしている」と回答した保護者が65.7%（前回調査 56.2%）と、各家庭での読み聞かせが子どもとの大切な時間となっています。

1日のうち、読み聞かせをする時間帯は（複数回答）



「幼稚園・保育所等の保護者を対象とした読書アンケート調査」より

(イ) 読み聞かせワンポイント講座などの開催

保護者が施設に集まれる時間が一律ではないなど、実施は困難な状況です。

(ウ) 指人形・エプロンシアター¹⁾などの活用

臨時保育の時などに、指人形・エプロンシアターなどを活用して、おはなしの世界を広げる工夫をしました。

ウ 人材の育成と関係職員の資質の向上

(ア) 各施設での研修への取組

必要に応じて、各施設で様々な研修の実施に取り組みました。

(イ) 各種研修へ積極的な参加

図書館が実施した研修会に参加したほか、各種の研修会に参加して職員の資質の向上に努めました。

(ウ) 読み聞かせ方法の工夫

絵本の楽しみを伝えるために、導入方法や読み聞かせ方法について工夫しました。

エ 啓発活動と推進体制の整備

(ア) 図書館等の啓発行事のチラシ等の掲示

チラシ等の掲示を行うことで、行事に関心を示すことも多くなり、参加する家庭が増えました。

(イ) 参観日や「おしらせ」等での情報提供

「絵本だより」などの「おしらせ」を発行して、情報提供に努めました。

(2)課題

ア 読書活動の環境整備・充実

(ア) 図書スペースの充実

施設によっては、子どもたちが落ち着いて過ごすことのできる、読書専用のスペースを設けることが難しい施設があります。

1) エプロンシアター

エプロンを舞台に見立て、絵（または文字）を貼ったりはずしたりして展開するおはなし、歌あそび、ゲーム。

(イ) 図書スペースの環境整備

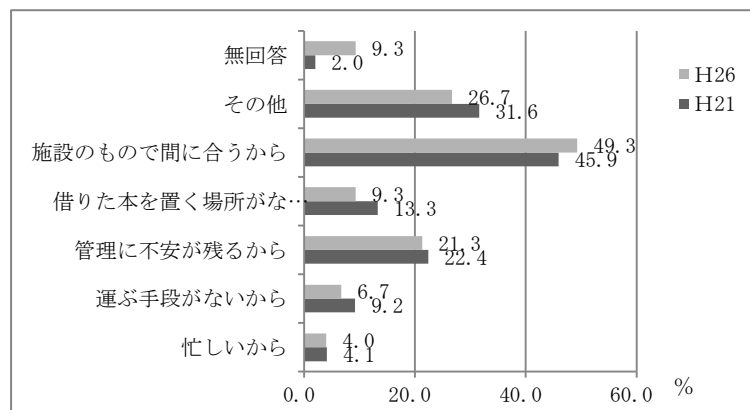
「図書室」や「図書コーナー」を配置し整備するとともに、絵本の修理・補修を行うなど運営・管理が難しい面はありますが、季節に合わせた本の入れ替えを行ったり、行事に関連する本を用意するなど、工夫することも求められています。

(ウ) 図書館の団体貸出制度の活用

「施設読書アンケート」によると、78.9%の施設が図書館の団体貸出制度を利用したことがないと回答しています。(前回調査 81.7%)。その理由として、借りた本を置く場所がない(9.3%, 前回調査 13.3%)ことを挙げており、絵本を置くスペースの確保が難しいという施設の厳しい現状があります。また、管理に不安が残る(21.3%, 前回調査 22.4%)と回答している施設があることから、利用に際しての負担を軽くする方策の検討も必要です。

一方、49.3%の施設(前回調査 45.9%)が、自施設の本で間に合うと回答していますが、個別のテーマなどでは、よりたくさんの絵本を子どもたちに提供できる機会となることから、改めて団体貸出の積極的な利活用を推進する必要があります。

なぜ利用しないのですか(複数回答)



「幼稚園・保育所等の施設を対象とした読書アンケート調査」より

イ 読書に親しむための機会の提供

(ア) 家庭での読み聞かせの推進

子どもたちの絵本に対する興味や関心、反応などを保護者に伝えることにより、家庭での読み聞かせを推進する必要があります。

(イ) 読み聞かせワンポイント講座などの開催

保護者が施設に集まれる時間が一律ではないなど、実施するためにはいろいろな工夫が必要であり、講座という形以外の取組も求められています。

(ウ) 指人形・エプロンシアターなどの活用

いろいろなものや道具を使うことにより、子どもたちにおはなしの世界のおもしろさを伝えるための工夫をすることも必要です。

ウ 人材の育成と関係職員の資質の向上

(ア) 各施設での研修の取組

読書活動についての学びの場を設けるなど、全職員で絵本の重要さを再認識していくための取組が必要です。

(イ) 各種研修への積極的な参加

図書館で実施する研修会などに参加して、職員の資質の向上に努める必要があります。

(ウ) 読み聞かせ方法の工夫

導入の仕方や読み聞かせの方法などを工夫し、おはなしの楽しさを伝える必要があります。

エ 啓発活動と推進体制の整備

(ア) 図書館等の啓発行事のチラシ等の掲示

配布したいチラシ等がたくさんあるため、展示する場所が不足しています。

(イ) 参観日や「おしらせ」での情報提供

定期的に情報提供をすることは、難しい面があります。



4 学校における読書活動の取組

(1)第2次計画の成果

ア 読書活動の環境整備・充実

(ア) 学校図書館の図書資料の充実

各学校の学校図書館図書標準¹⁾達成率に応じて、図書購入予算を重点的に配分し、早期達成を目指しました。

■数値目標	平成 20 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	基準年度				目標年度	
・学校図書館図書標準達成校(小学校)	18/55 校	32.7 %	35/55 校	63.6 %	55/55 校	100.0 %
・学校図書館図書標準達成校(中学校)	15/30 校	50.0 %	26/29 校	89.7 %	29/29 校	100.0 %

(イ) 蔵書情報のデータベース化²⁾・学校図書館の情報化

蔵書情報のデータベース化が9割の学校で完了しました。

(ウ) 学校図書館補助員³⁾の早期全校配置

小中学校84校のうち81校に学校図書館補助員を配置することにより、学校図書館の機能充実を図り、児童生徒の読書活動を推進しました。

■数値目標	平成 20 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	基準年度				目標年度	
・学校図書館補助員配置校(小学校)	15/55 校	27.3 %	47/55 校	85.5 %	55/55 校	100.0 %
・学校図書館補助員配置校(中学校)	8/30 校	26.7 %	19/29 校	65.5 %	29/29 校	100.0 %

学校図書館補助員の全校配置については、平成27年度当初には目標に到達する見込みです。

学校図書館補助員の配置が進むことにより、各校の学校図書館で利用の伸びが顕著にみられます。

1) 学校図書館図書標準

公立の義務教育諸学校において、学校図書館の図書の整備を図る際の目標として学級数に応じて設定した蔵書冊数の標準のこと。小学校で学級数が7~12の場合、 $[5,080 + 480 \times (\text{学級数} - 6)]$ 冊が標準となる。

2) データベース化

学校図書館の蔵書について、書誌情報などのデータをコンピュータで処理できるようにする作業。

3) 学校図書館補助員

旭川市立小・中学校の学校図書館の運営に当たる非常勤嘱託職員。司書教諭等とともに児童生徒の読書活動を支援する。学校図書館法一部改正（平成27年4月施行）により、学校図書館に学校司書を配置する努力義務等が明記された。なお、平成27年度から学校司書に改称予定。

(エ) 公立図書館との連携強化

学校図書館の活動を活発にするために、公立図書館と連携して学校図書館支援資料貸出を利活用し、児童生徒の読書活動を推進しました。

また、公立図書館から提供されるリサイクル図書を、学校図書館で有効活用しました。

イ 読書に親しむための機会の提供

(ア) 発達段階に応じた読書活動の工夫

各学校において、読み聞かせや本の紹介など、児童生徒の発達の段階に応じた読書活動を推進しました。

(イ) 全校一斉の読書活動の実施

各学校において、「朝の読書」¹⁾など全校一斉の読書活動を推進し、「朝の読書」の取組は平成21年度に目標に到達し、引き続き全校で継続されています。

■数値目標	平成20年度 基準年度		平成25年度		平成26年度 目標年度	
	校数	達成率	校数	達成率	校数	達成率
・朝の読書実施校(小学校)	44/55 校	80.0 %	55/55 校	100.0 %	55/55 校	100.0 %
・朝の読書実施校(中学校)	24/30 校	80.0 %	29/29 校	100.0 %	29/29 校	100.0 %

(ウ) 学校図書館の計画的な利活用

各学校において、各教科や総合的な学習の時間等における学校図書館の計画的な利活用を図る学習活動を展開しました。

(エ) 読みを深める指導の充実

各学校において、新聞やパンフレットなど様々な分野の資料を活用したり、図書資料を比較するなどにより、読みを深める指導を推進しました。

ウ 人材の育成と関係職員の資質の向上

(ア) 指導力の向上

「旭川市学校図書館運営マニュアル(平成26年3月改訂)」(以下「運営マニュアル」)を作成することで、読書活動の推進を図り、各学校における読書指導の充実に努めました。

1) 朝の読書

朝の10分間読書活動。始業前に10分間、児童生徒教職員全員が本を読む活動。1988年千葉県の高校教諭林公(はやしひろし)が提唱し、実践したのが始まり。(1)みんなでやる(2)毎日やる(3)好きな本だけでよい(4)ただ読むだけ、などを原則としている。

(イ) 司書教諭の役割の明確化

各学校における司書教諭の役割や業務内容を明確化するために「運営マニュアル」を作成し、学校図書館を円滑に運営することができるようにしました。

(ウ) 学校図書館補助員の資質の向上

学校図書館補助員の各種研修への参加等により、学校図書館の活性化を図るための知識や技能の向上に努めました。

エ 啓発活動と推進体制の整備

(ア) 関係団体との連携、協力

P T Aや地域のボランティアと連携し、家庭等とも協力しながら、子どもたちの読書活動を推進し、児童生徒に望ましい読書習慣を形成することができました。

(イ) 読書活動に関する情報の提供

保護者等を対象に、児童生徒の読書活動に関する学習機会を設けるなど、子どもの読書活動推進に向けた情報を提供しました。

(2)課題

ア 読書活動の環境整備・充実

(ア) 学校図書館の図書資料の充実

学校図書館図書標準に到達していない学校に対して、早急な整備が必要です。

(未到達校) 小学校 20校 中学校 3校

また、達成している学校については、引き続き標準冊数を維持しながら、蔵書の充実を図っていく必要があります。

(イ) 蔵書情報のデータベース化・学校図書館の情報化

蔵書データベース¹⁾を活用した学校図書館の運用に努めるとともに、情報化を更に進め、児童生徒の読書活動・学習活動に生かしていく必要があります。

また、データベース化が完了していない学校では、引き続きデータベース化を行うことが必要です。

1) 蔵書データベース

書誌情報や在庫情報などを瞬時に検索したり抽出できるように、コンピュータに学校図書館の蔵書についてのデータを入力したもの。

(ウ) 学校図書館補助員の早期全校配置

平成26年度に、拠点校方式による派遣配置を含め、同年度末閉校の3中学校を除く全ての小中学校に配置しました。

3中学校閉校後に統合し開校する中央中学校については、平成27年度当初に配置することとしています。

(エ) 公立図書館との連携

学校図書館の活動を活発にするために、公立図書館と連携し、学校図書館支援資料貸出や団体貸出等も利用して、児童生徒の読書活動を推進する必要があります。

図書資料の有効活用を図るために、公立図書館が提供するリサイクル図書を、学校図書館でも引き続き活用する必要があります。

イ 読書に親しむための機会の提供

(ア) 発達段階に応じた読書活動の工夫

児童生徒が読書に親しむことができるように、今後も各学校において発達の段階に応じた読書活動を工夫することが必要です。

(イ) 全校一斉の読書活動の実施

児童生徒の自主的、主体的な読書活動を推進するため、今後も各学校において、全校一斉の読書活動などを実施する必要があります。

(ウ) 学校図書館の計画的な利活用

児童生徒の言語に関する能力を育成するために、今後も学校図書館の利活用を図る学習活動を展開する必要があります。

(エ) 読みを深める指導の充実

児童生徒の読解力を向上させるために、今後も目的に応じて本や文章を読むなどの指導を充実する必要があります。

ウ 人材の育成と関係職員の資質の向上

(ア) 指導力の向上

今後も、「運営マニュアル」を活用し、各学校における司書教諭や関係職員の指導力を更に充実させていく必要があります。

(イ) 司書教諭の役割の明確化

専任の司書教諭が配置されていないため、現状では各学校で図書館活動の充実に取り組んでいる状況です。専任の司書教諭の定数配置を北海道教育委員会に要望し

ていますが、実現は困難な状況となっています。

(ウ) 学校図書館補助員の資質の向上

学校図書館補助員全体の知識や技能の向上のために、更なる研修の充実等を図る必要があります。

エ 啓発活動と推進体制の整備

(ア) 関係団体との連携、協力

今後もPTAや地域のボランティアとも連携し、家庭等とも協力しながら、子どもたちの読書活動を推進することが必要です。

(イ) 読書活動に関する情報の提供

引き続き、保護者等を対象に児童生徒の読書活動に関する学習機会を設けるなど、子どもの読書活動推進に向けた情報を提供する必要があります。





第3章 第3次子ども読書活動推進計画の取組



第3章 第3次子ども読書活動推進計画の取組

第3次旭川市子ども読書活動推進計画の実施に当たっては、子どもの読書活動に関わるそれぞれの領域で、これまでの取組の成果と課題を踏まえ、それぞれの取組の充実、発展を目指します。また関係機関・団体が相互に連携、協力を深め、情報を共有して、子どもの読書環境の整備充実に努めていきます。

本計画期間中における各年度の具体的な取組は、それぞれの領域で年度ごとに計画し、それを全体で調整しながら推進していきます。また、年度ごとにその成果と課題を随時検証しながら、全体での推進計画の進捗状況を点検し、また検討を加えて、より実りある取組となるよう努めます。

ここでは、各領域における計画期間中の取組の目標とねらいを以下に整理して掲げます。

1 図書館における読書活動の取組

すべての子どもたちがいつでも、気軽に読書に親しむことのできるように、また、楽しい本にたくさん出会えるように、いろいろな読書活動の推進に取り組みます。

また、子どもたちの読書活動を支える関係職員やボランティアの資質・技術の向上を図り、学校、関係機関、関係団体等と更に連携、協力していきます。

ア 読書活動の環境整備・充実

(ア) 図書館施設の整備・充実

子どもたちが本に親しむための場所を引き続き整備し充実させていきます。

図書館のみならず、子どもたちの利用する施設の児童図書コーナー等での活動を支援していきます。

また、支援を必要とする子どもも利用しやすい場所となるよう、更に工夫して読書環境の整備・充実に努めていきます。

(イ) 団体貸出制度の利用拡充

子どもの読書活動に関係する各種団体等に対し、団体貸出制度の利用について、更に周知を進め、地域における読書環境の整備・充実への活用を図ります。

また、学校図書館支援資料貸出の利活用を、学校図書館担当者に周知するとともに、貸出用図書の充実を進め学校図書館の活動を支援していきます。

(ウ) 必要資料の整備と図書資料費の確保

子どもたちが本に親しむためには、「読みたいもの」、「読めるもの」が、いつでも子どもたちの身近になくってはなりません。

日々の読書のための本、学習活動に役立つ資料などを整備して、いつでも新鮮で、

魅力ある蔵書構成を維持できるよう、図書資料費の確保に努めます。

読書離れの目立つ中・高校生向けのヤングアダルト図書や、支援を必要とする子どもたちも利用しやすい図書や資料の充実に努めます。

(エ) 外部団体への協力支援

学校図書館との連携を強化し、図書館資料の利活用を支援していきます。

また、子ども文庫等への支援、幼稚園・保育所、留守家庭児童会等との連携、協力を努めます。

(オ) 図書資料の有効活用

学校図書館等へ、市民から提供された寄贈図書や、リサイクル図書の活用を働きかけ、図書資料の有効活用に努めます。

イ 読書に親しむための機会の提供

(ア) 子どもと本を結ぶ各種行事の開催

読み聞かせやブックトーク、紙芝居やエプロンシアター、人形劇など、子どもたちに読書の楽しみ、知ることの楽しさを伝え、子どもと本を結ぶ行事を開催します。

また、「子ども読書週間」¹⁾などにおいて、読書推進のための行事に取り組むほか、中・高校生向けにも行事を企画し、多くの子どもたちが読書に親しむきっかけとなるように努めます。

「図書館まつり」では、図書館発見ツアーやお仕事体験などを通して、図書館活用法を伝えるなど、本の世界、読書に興味を持ってもらえるような企画を実施します。

(イ) 大人向けの読書推進行事の実施

読書講演会、絵本講座などを開催し、大人自らが読書に親しみ、子どもたちに伝えていくきっかけづくりに努めます。

市内の各大学等と連携した公開講座等を企画するなど、読書の楽しみ、知ることの楽しさを伝えるよう努めます。

1) 子ども読書週間

「子ども読書の日」である4月23日（ユネスコが制定した「世界本の日」）から、5月5日のこどもの日を含む5月12日までの3週間。子どもの読書活動の重要性を訴え一般の関心を高めるための行事を全国的に行う。

(ウ) 学校単位での図書館利用の受入れ

図書館見学や調べ学習，職場体験など，学校からの利用申込みを積極的に受け入れ，今後，子どもたちが図書館を身近に感じ，気軽に利用できるような機会を提供します。

(エ) 支援を必要とする子どもも参加できる事業の実施

支援を必要とする子どもたちも一緒に参加できる行事を企画するほか，支援を必要とする子どもと保護者が，ともに読書の楽しさを味わうことができる行事を開催します。

特別支援学校や特別支援学級，院内学級等への出張読み聞かせ¹⁾を行います。

ウ 人材の育成と関係職員の資質の向上

(ア) 子ども読書ボランティアの養成と技術の向上

「絵本の読み聞かせボランティア養成講座」を定期的で開催して，継続的に新しい人材の育成に努めます。

また，「ステップアップ研修会」などを実施して，技術の維持・向上を図るほか，各ボランティアグループにおける研修活動等の支援を継続します。

(イ) 専門職員による相談体制の確立

児童サービス専門職員を配置するため人材養成を進めるとともに，子どもの読書相談，レファレンス事例を共有するなど，担当職員の資質を向上させながら，子どもが求める図書や情報を的確に手渡すことができるよう，体制を整えていきます。

(ウ) 専門職員養成の環境整備

子どもと子どもの本についての専門的知識を身に付けた，児童サービス専門職員を育てるために，個々の経験や知識を共有し，情報交換するための研修の機会を作るよう努めます。

支援を必要とする子どもに関する知識と経験を持つための研修に努めます。

(エ) 各種研修への参加

子どもの読書活動を専門的に支援するための知識の習得，技術の向上につながる各種研修機会に積極的に参加するよう努めます。

1) 出張読み聞かせ

図書館職員や読み聞かせボランティアが，直接学校などへ出向いて読み聞かせやブックトーク，おたのしみ会などを行う児童サービス。

エ 啓発活動と推進体制の整備

(ア) 小学校新1年生への図書館利用カードの一括交付

各小学校の協力により継続して実施し、子どもの利用者登録率を引き上げます。

(イ) 図書館だよりなどの「おしらせ」の配布

子ども向け新着図書情報や、図書館利用法の紹介、図書館利用マナー啓発など、「おしらせ」やチラシを配布して、図書館利用の手引きとなるようにします。

(ウ) ブックリストの作成・配布

赤ちゃん・幼児向け絵本リスト『たのしい絵本の世界』の改訂に取り組みます。
また、小学生向けの学年別ブックリストや中・高校生のヤングアダルト向けブックリストの編集・発行に、子どもの本に関わる大人や子どもたちと一緒に取り組みます。

(エ) 高等学校の図書関係団体との連携

高等学校文化連盟図書専門部の高校生と連携して、高校生に対する読書アンケートを実施するなど、高校生の読書ニーズの把握に努め、読書活動を支援し、図書館利用を促進するための働きかけを工夫していきます。

(オ) 子ども向けホームページによる情報発信

図書館から子どもたちへの情報を、図書館ホームページの「こどもページ」を活用して分かりやすく発信していきます。

定期的に行事案内やお知らせを更新し、新着図書の紹介、利用案内など、図書館を利用しようとする子どもたちに、役立つ情報を提供していきます。

学校関係者や子どもの本に関わる大人向けの情報の発信に引き続き努めます。

(カ) 保護者に対する啓発

子どもの読書活動推進には、保護者等の子どもの周りにいる大人が本に親しむ姿を見せることも大切であり、引き続き大人への働きかけや啓発を行っていきます。

(キ) ボランティアネットワークの整備

ボランティアが、継続的に息長く、子どもたちの読書活動を推進していくために、機会あるごとに研さんの場を設けるとともに、ボランティア相互の情報交換・連携、協力を支援します。

また、読み聞かせの実施を希望するところへ読み聞かせボランティアを紹介・派遣する体制を整え、ますますボランティア活動を活発化させ、子どもたちの読書活動が推進されるよう努めます。

2 家庭・地域における読書活動の取組

家庭における読書活動は、子どもたちが本と出会い、読書習慣を身に付ける大切な機会にもつながります。

そこで、地域の施設や地域の団体による様々な活動の中で、読書に親しむための機会を提供し、家庭での読書活動を奨励する取組を推進します。

ア 読書活動の環境整備・充実

(ア) 各施設の読書環境の整備

今後も公民館の施設整備の際には、読書環境の充実を意識して進めていきます。

また、児童センターや留守家庭児童会などにおいては、図書館の団体貸出を利用するなど、子どもや保護者が更に身近に本に親しむことができる環境を整備します。

乳幼児健康相談会場での絵本の配置を継続し、読書活動の環境整備に努めます。

イ 読書に親しむための機会の提供

(ア) 家庭における読書活動の奨励

保護者や地域の大人が行う自主的な活動を支援することは、子どもの読書環境を整備する上で重要なことであり、今後も継続していきます。

(イ) 各施設における読書活動の推進

「子育てサロン」については、引き続き地域の団体と連携しながら実施し、また、公民館講座の中で絵本の読み聞かせなどを「プログラム」に組み入れることで、家庭における読書活動を支援していきます。

児童館や児童センターなどの各施設における読書活動を充実させ、様々な年齢層の子どもたちが参加できる催しを実施していきます。

ウ 人材の育成と関係職員の資質の向上

(ア) 職員養成の環境整備

研修の実施回数や方法を再検討し、内容の充実を図ります。

(イ) 市民団体への研修機会の提供

子どもの保護者やその周辺の大人に対し、引き続き読書の大切さを伝えます。

公民館では、地域で読書活動をしている団体に対して、利用しやすい使用料で活動の場を確保し提供していくことを通じて地域の教育力の向上を図り、子どもたちにとってもより良い読書環境づくりにつながるように、今後も取組を継続します。

また、子育て支援サークルの部屋利用への支援を引き続き行うとともに、市民団体や関係機関との協働による事業の展開や、ボランティア講師の活用などの地域活

動推進を図っていきます。

エ 啓発活動と推進体制の整備

(ア) 家庭における読書の啓発活動

本や読書に関する学習情報の提供及び情報発信の手段として、生涯学習ポータルサイト「まなびネットあさひかわ」の利用を促進し、また、利用の周知、情報の充実に努めます。

(イ) 各施設における読書の啓発活動

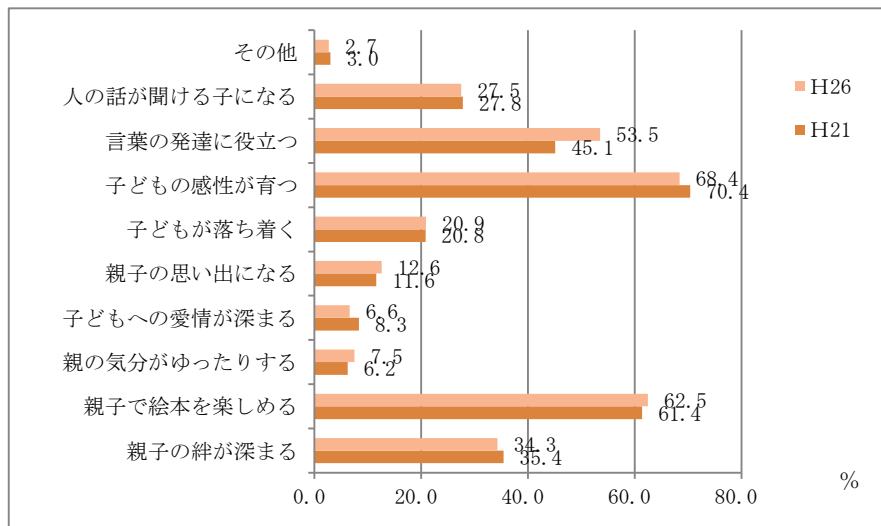
引き続き公民館内で読書活動推進に資する各種資料を配置し、広く市民に情報提供していきます。

児童館や児童センターなどの各施設においても、保護者に対し家庭での読書活動を奨励する、図書館等のお知らせを配布するなどの啓発活動を充実させ情報発信に努めます。

乳幼児健康相談の体制は当面月曜日での実施を変更できないことから、読み聞かせの実施と絵本のリストなどの配布については、ボランティアの派遣を検討するなど、図書館と調整しながら啓発活動を推進していきます。

また、「うぶごえへの贈りもの」事業の配布物にパンフレット等を同封する活動は、家庭における読書活動が推進されるよう、引き続き実施していきます。

■ 読み聞かせをしてよいと思うことを3つ選んでください



幼稚園・保育所等の保護者に対する読書アンケート調査より

3 幼稚園・保育所等における読書活動の取組

子どもたちが楽しい絵本と出会う機会を与えると同時に、その保護者に対して読み聞かせの大切さを伝え、家庭での読み聞かせの実践を推進する取組を行います。

また、子どもたちの読書活動を支える関係職員の資質・技術の向上を図るとともに、保護者に対する啓発活動を通して家庭と連携、協力していきます。

ア 読書活動の環境整備・充実

(ア) 図書スペースの充実

それぞれの施設で、子どもたちが落ち着いて過ごすことができる読書活動専用のスペースを設けるように、引き続き工夫していきます。

(イ) 図書スペースの環境整備

季節に合わせた本を入れ替えたり、行事に関連する本を用意するなど、子どもたちが絵本に親しみやすい環境を作っていきます。

(ウ) 図書館の団体貸出制度の活用

図書館の団体貸出を活用して蔵書を補うなど、魅力ある読書環境づくりに努めます。

イ 読書に親しむための機会の提供

(ア) 家庭での読み聞かせの推進

保護者と協力しながら、各家庭での読み聞かせを推進していきます。

(イ) 読み聞かせワンポイント講座などの開催

保護者の集まる機会などを利用して、家庭での読み聞かせに役立つような、ワンポイントアドバイス、楽しい絵本の紹介などを行っていきます。

(ウ) 指人形・エプロンシアターなどの活用

おはなしの世界を広げるために、いろいろなものや道具を使って、子どもの関心をひきつけるような工夫をしていきます。

ウ 人材の育成と関係職員の資質の向上

(ア) 各施設での研修への取組

絵本の楽しさを子どもたちに伝えるための方法や技術、絵本の選び方などの研修に各施設で取り組みます。

(イ) 各種研修へ積極的な参加

いろいろな研修の機会を活用して、職員の資質の向上に努めます。

(ウ) 読み聞かせ方法の工夫

おはなしの楽しさを伝え、絵本を読むことに興味を持たせるために、導入方法や読み聞かせ方などを工夫していきます。

エ 啓発活動と推進体制の整備

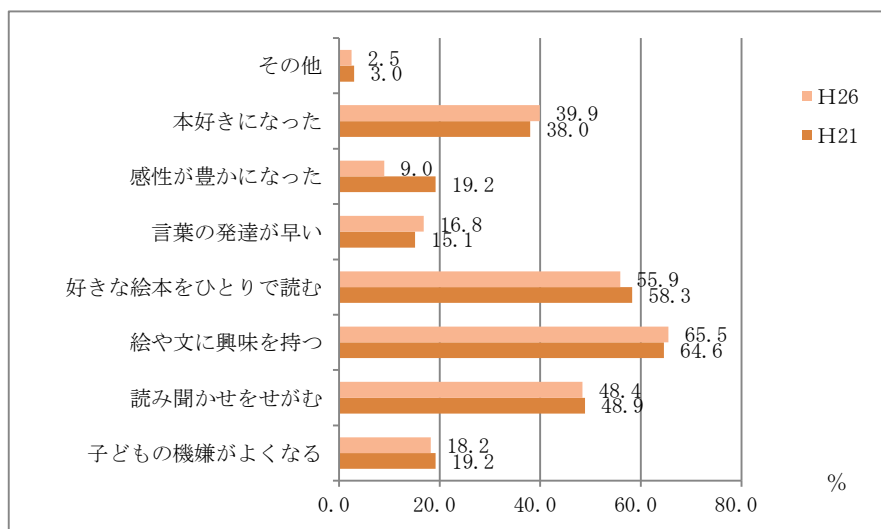
(ア) 図書館等の啓発行事のチラシ等の掲示

図書館等で実施している子ども向け行事や講演会のポスターを掲示したり、チラシ等を配布して保護者の関心を促します。

(イ) 参観日や「おしらせ」等での情報提供

参観日や家庭に配布する「おしらせ」等で、読み聞かせのためのワンポイントアドバイスをしたり、絵本を選ぶときに役立つ情報などを提供して、家庭での読み聞かせを推進します。

■ 読み聞かせをすることで子どもに変化が見られましたか(3つまで)



幼稚園・保育所等の保護者に対する読書アンケート調査より

4 学校における読書活動の取組

学校図書館は、児童生徒の想像力を培い、学習に対する興味・関心等呼び起こし、豊かな心を育む自由な読書活動や読書指導の場である読書センターとしての機能と、児童生徒の自発的・自主的な学習活動を支援し、教育課程の展開に寄与する学習・情報センターとしての機能を果たす役割を担うことが期待されています。

そこで、児童生徒が自由に読書を楽しみながら、読書習慣を身に付けられるように、更に読書の幅を広げていけるような取組を推進します。

ア 読書活動の環境整備・充実

(ア) 学校図書館の図書資料の充実

児童生徒の知的活動を推進し、様々な興味・関心に応える魅力的な図書資料を充実させる必要があることから、小中学校での学校図書館図書標準達成に向けて、図書購入用予算を効率的に配当するとともに、達成後は蔵書の維持、更新に努めます。

(イ) 蔵書情報のデータベース化・学校図書館の情報化

学校内のコンピュータを活用し、図書資料の情報をデータベース化することにより、各種資料の検索、多様な興味関心に応える図書等の整備が可能となり、児童生徒の調べ学習などの活動を展開していく上で大きな効果が期待できます。

早期に各学校図書館のデータベース化を完了し、蔵書の効果的な利活用を図るよう努めるとともに、公立図書館ホームページの所蔵検索システムを活用するなどにより、質の高い読書活動と読書指導を展開します。

(ウ) 公立図書館との連携強化

公立図書館との連携、協力体制を強化するとともに、学校図書館支援資料貸出や団体貸出を利用することなどにより、児童生徒の読書活動を推進します。

併せて、公立図書館の提供するリサイクル図書の学校図書館における有効活用にも努めます。

イ 読書に親しむための機会の提供

(ア) 学校図書館の計画的な利活用

各教科において、言語に対する関心や理解を深め、言語に関する能力の育成を図るとともに、人間形成や情操の醸成に必要な読書を推進するために、計画的な利活用を図る学習活動を引き続き行います。

(イ) 読みを深める指導の充実

様々な文章や資料を読んだり調べたりすることなど、国語科を中核としつつ、全ての教科等を通じて、児童生徒の発達段階に応じた読書指導を進めます。

児童生徒の読解力を向上させるために、目的に応じて本や文章を比べて読むなどの指導を引き続き推進していきます。

ウ 人材の育成と関係職員の資質の向上

(ア) 指導力の向上

学校全体で児童生徒の学習活動、読書活動を推進する体制を整備することが必要です。学校全体で司書教諭の役割と業務内容を共有し、教職員等との連携を図り、指導力の向上・充実に努めます。

(イ) 司書教諭の役割の明確化

司書教諭が学校図書館の運営に十分な役割を果たすことができるよう、教職員の協力体制の構築を図り、司書教諭の役割等の理解に努めます。

また、児童生徒のための読書環境の整備や、学校図書館の活用促進のため、専任の司書教諭の定数配置を北海道教育委員会に要望していきます。

(ウ) 学校司書の資質の向上

読書の楽しさや、本の素晴らしさ、本を使って調べ、学ぶことを伝える大人の存在は極めて重要です。

配置した学校司書の知識や技能の向上のために、教職員、関係機関と更なる協議、協力を進めることにより研修等を充実させていきます。

エ 啓発活動と推進体制の整備

(ア) 関係団体との連携、協力

学校図書館の運営に当たっては、校長のリーダーシップの下、教職員、ボランティア等が連携、協力し、それぞれの立場から学校図書館の機能の充実を図ります。

また、PTAや地域のボランティアと連携し、家庭等とも協力しながら、引き続き子どもたちの読書活動を推進します。

(イ) 読書活動に関する情報の提供

子どもたちが自主的な読書習慣を身に付けていくために、身近な大人が読書活動に理解と関心を持つよう働きかけることが重要です。

保護者等を対象に、児童生徒の読書活動に関する学習機会を設け、子どもの読書活動推進に役立つ情報を提供していきます。

第3次旭川市子ども読書活動推進計画の取組一覧

図書館	ア 読書活動の環境整備・充実	図書館施設の整備・拡充 団体貸出制度の利用拡充 必要資料の整備と購入費の確保 外部団体への協力支援 図書資料の有効活用
	イ 読書に親しむための機会の提供	子どもと本を結ぶ各種行事の開催 大人向けの読書推進行事の実施 学校単位での図書館利用の受入れ 支援を必要とする子どもも参加できる事業の実施
	ウ 人材の育成と関係職員の資質の向上	子ども読書ボランティアの養成と技術の向上 専門職員による相談体制の確立 専門職員養成の環境整備 各種研修への参加
	エ 啓発活動と推進体制の整備	小学校新1年生への図書館利用カードの一括交付 図書館だよりなどのお知らせの配布 ブックリストの作成・配布 高文連図書委員研究会との連携 子ども向けホームページによる情報発信 保護者に対する啓発 ボランティアネットワークの整備
地域・家庭	ア 読書活動の環境整備・充実	各施設の読書環境の整備
	イ 読書に親しむための機会の提供	家庭における読書活動の奨励 各施設における読書活動の推進
	ウ 人材の育成と関係職員の資質の向上	職員養成の環境整備 市民団体への研修機会の提供
	エ 啓発活動と推進体制の整備	家庭における読書の啓発活動 各施設における読書の啓発運動
幼稚園・保育所等	ア 読書活動の環境整備・充実	図書スペースの充実 読書コーナーの環境整備 図書館の団体貸出制度の活用
	イ 読書に親しむための機会の提供	家庭での読み聞かせの推進 読み聞かせワシントン講座などの開催 指人形・エプロンシアターなどの活用
	ウ 人材の育成と関係職員の資質の向上	各施設での研修への取組 各種研修会への積極的な参加 読み聞かせ方法の工夫
	エ 啓発活動と推進体制の整備	図書館等の啓発行事のチラシ等の掲示 参観日やおたより等での情報提供
学校	ア 読書活動の環境整備・充実	学校図書館の図書資料の充実 蔵書情報のデータベース化・学校図書館の情報化 公立図書館との連携強化
	イ 読書に親しむための機会の提供	学校図書館の計画的な利活用 読みを深める指導の充実
	ウ 人材の育成と関係職員の資質の向上	指導力の向上 司書教諭の役割の明確化 学校司書の資質の向上
	エ 啓発活動と推進体制の整備	関連団体との連携、協力 読書活動に関する情報の提供

ななかまど読書プラン

旭川市民の木「ななかまど」の名前の由来をご存じですか？

ななかまどの木はたいへん燃えにくいことで有名で、7回竈(かまど)に入れて燃やしても燃え尽きないことから、その名が付いたそうです。

私たちは、旭川の子どもたちみんなが読書に親しむ中で、ななかまどの木のように何年たっても心に残るような一冊との出会いを願って、『旭川市子ども読書活動推進計画』を『ななかまど読書プラン』と名付けました。

子どもの時に読んだたくさんの本の思い出は、その子が大人になっても心のどこかで温められ、人生のなかでいつかきっと「ななかまど」のようにたくさんの美しい実をつけることでしょう。

第3次旭川市子ども読書活動推進計画

ななかまど読書プラン

編 集 旭川市教育委員会

中央図書館

住 所 旭川市常磐公園

電 話 0166-22-4174

F A X 0166-25-4793

平成27年3月27日